

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規程第38号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(事業場)</p> <p>第4条 事業場及び事業場内の組織及び施設は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第5条 省略</p> <p>(安全衛生管理責任者)</p> <p>第6条 安全衛生管理責任者は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。 2 安全衛生管理責任者は、安全衛生管理者、衛生管理者、安全管理担当者、衛生管理担当者及び作業主任者を指揮し、次の各号に掲げる業務を統括管理する。 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務。</p> <p>(安全衛生管理者)</p> <p>第7条 前条第2項各号に定める業務の具体的事項を管理するため、安全衛生管理者を置く。 2 安全衛生管理者は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。 3 安全衛生管理者は、衛生管理者、安全管理担当者、衛生管理担当者及び作業主任者を指揮し、別表第3に定める業務のうち安全に関する業務を管理する。 4 安全衛生管理者は、作業場等を巡視し、建築物、設備、機械、作業環境又は作業方法等に危険の恐れがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 安全管理担当者及び衛生管理担当者は、別表第2に定める組織及び施設等</p>	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(事業場)</p> <p>第4条 事業場及び事業場内の組織及び施設は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第5条 省略(現行どおり)</p> <p>(安全衛生管理責任者)</p> <p>第6条 安全衛生管理責任者は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。 2 安全衛生管理責任者は、安全衛生管理者、衛生管理者、安全管理担当者、衛生管理担当者及び作業主任者を指揮し、次の各号に掲げる業務を統括管理する。 一 職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。 二 職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務。</p> <p>(安全衛生管理者)</p> <p>第7条 前条第2項各号に定める業務の具体的事項を管理するため、安全衛生管理者を置く。 2 安全衛生管理者は、別表第2に定める職にある者をもって充てる。 3 安全衛生管理者は、衛生管理者、安全管理担当者、衛生管理担当者及び作業主任者を指揮し、別表第3に定める業務のうち安全に関する業務を管理する。 4 安全衛生管理者は、作業場等を巡視し、建築物、設備、機械、作業環境又は作業方法等に危険の恐れがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第8条 省略(現行どおり)</p> <p>第9条 安全管理担当者及び衛生管理担当者は、別表第2に定める組織及び施設等</p>	

における安全・衛生担当係長等をもって充てる。

- 2 安全管理担当者は、安全衛生管理者の事務を補助し、衛生管理担当者は、安全衛生管理者及び衛生管理者の事務を補助する。

第10条～第36条 省略

附 則 省略

別表第1（第4条関係）

事業場	組織及び施設
府中地区	本部（府中(千葉県館山市の施設を含む。)、共生科学技術研究院(府中)、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)、府中図書館、大学教育センター(府中)、国際センター(府中)、保健管理センター、総合情報メディアセンター(府中分室)、学術研究支援総合センター(遺伝子実験施設)、科学博物館(府中)、環境安全管理センター、放射線研究室(農学部事業所・遺伝子実験施設事業所)、女性キャリア支援・開発センター(府中)、キャリアパス支援センター、学生活動支援センター(府中)及びアグロイノベーション高度人材養成センター
小金井地区	本部(小金井)、共生科学技術研究院(小金井)、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、小金井図書館、大学教育センター(小金井)、産官学連携・知的財産センター、国際センター(小金井)、保健管理センター(小金井分室)、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館(小金井)、環境安全管理センター(環境管理施設)、放射線研究室(工学部事業所)、女性キャリア支援・開発センター(小金井)及び学生活動支援センター(小金井)

における安全・衛生担当係長等をもって充てる。

- 2 安全管理担当者は、安全衛生管理者の事務を補助し、衛生管理担当者は、安全衛生管理者及び衛生管理者の事務を補助する。

第10条～第36条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

別表第1（第4条関係）

事業場	組織及び施設
府中地区	本部（府中(千葉県館山市の施設を含む。)、共生科学技術研究院(府中)、農学府、連合農学研究科、農学部(東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。)、府中図書館、大学教育センター(府中)、国際センター(府中)、保健管理センター、総合情報メディアセンター(府中分室)、学術研究支援総合センター(遺伝子実験施設)、科学博物館(府中)、環境安全管理センター、放射線研究室(農学部事業所・遺伝子実験施設事業所)、女性キャリア支援・開発センター(府中)、 <u>女性未来育成機構(府中)</u> 、キャリアパス支援センター、学生活動支援センター(府中)及びアグロイノベーション高度人材養成センター
小金井地区	本部(小金井)、共生科学技術研究院(小金井)、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、小金井図書館、大学教育センター(小金井)、産官学連携・知的財産センター、国際センター(小金井)、保健管理センター(小金井分室)、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター(機器分析施設)、科学博物館(小金井)、環境安全管理センター(環境管理施設)、放射線研究室(工学部事業所)、女性キャリア支援・開発センター(小金井)、 <u>女性未来育成機構(小金井)</u> 及び学生活動支援センター(小金井)

別表第2（第6条、第7条、第9条関係）

組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者
本部	総括本部長	キャンパス整備チームリーダー（本部地区） 府中地区総務チームリーダー（府中地区） 小金井地区総務チームリーダー（小金井地区）
工学府	工学府長	小金井地区総務チームリーダー及び専攻長等
農学府（連合農学研究科含む）	農学府長	府中地区総務チームリーダー及び専攻長等
生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長	小金井地区総務チーム副チームリーダー（大学院生物システム応用科学府担当）
技術経営研究科	技術経営研究科長	小金井地区総務チームリーダー
図書館	図書館長	学術情報チームリーダー
大学教育センター	大学教育センター長	大学教育センター担当室長
産官学連携・知的財産センター	産官学連携・知的財産センター長	研究支援・産学連携チームリーダー
国際センター	国際センター長	留学交流推進チームリーダー
保健管理センター	保健管理センター所長	学生支援チームリーダー
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	学術情報チームリーダー
学術研究支援総合センター	学術研究支援総合センター長	研究支援・産学連携チームリーダー

別表第2（第6条、第7条、第9条関係）

組織及び施設等	安全衛生管理責任者	安全衛生管理者
本部	総括本部長	キャンパス整備チームリーダー（本部地区） 府中地区総務チームリーダー（府中地区） 小金井地区総務チームリーダー（小金井地区）
工学府	工学府長	小金井地区総務チームリーダー及び専攻長等
農学府（連合農学研究科含む）	農学府長	府中地区総務チームリーダー及び専攻長等
生物システム応用科学府	生物システム応用科学府長	小金井地区総務チーム副チームリーダー（大学院生物システム応用科学府担当）
技術経営研究科	技術経営研究科長	小金井地区総務チームリーダー
図書館	図書館長	学術情報チームリーダー
大学教育センター	大学教育センター長	大学教育センター担当室長
産官学連携・知的財産センター	産官学連携・知的財産センター長	研究支援・産学連携チームリーダー
国際センター	国際センター長	留学交流推進チームリーダー
保健管理センター	保健管理センター所長	学生支援チームリーダー
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長	学術情報チームリーダー
学術研究支援総合センター	学術研究支援総合センター長	研究支援・産学連携チームリーダー

科学博物館	科学博物館長	広報・社会貢献チームリーダー	科学博物館	科学博物館長	広報・社会貢献チームリーダー
環境安全管理センター	環境安全管理センター長	キャンパス整備チームリーダー	環境安全管理センター	環境安全管理センター長	キャンパス整備チームリーダー
放射線研究室	放射線研究室長	府中地区総務チームリーダー(農学部事業所) 小金井地区総務チームリーダー(工学部事業所) 研究支援・産学連携チームリーダー(遺伝子実験施設事業所)	放射線研究室	放射線研究室長	府中地区総務チームリーダー(農学部事業所) 小金井地区総務チームリーダー(工学部事業所) 研究支援・産学連携チームリーダー(遺伝子実験施設事業所)
女性キャリア支援・開発センター	女性キャリア支援・開発センター長	戦略企画室長	女性キャリア支援・開発センター	女性キャリア支援・開発センター長	戦略企画室長
キャリアパス支援センター	キャリアパス支援センター長	学生支援チームリーダー	女性未来育成機構	女性未来育成機構長	戦略企画室長
学生活動支援センター	学生活動支援センター長	学生支援チームリーダー	キャリアパス支援センター	キャリアパス支援センター長	学生支援チームリーダー
アグロイノベーション高度人材養成センター	アグロイノベーション高度人材養成センター長	学生支援チームリーダー	学生活動支援センター	学生活動支援センター長	学生支援チームリーダー
			アグロイノベーション高度人材養成センター	アグロイノベーション高度人材養成センター長	学生支援チームリーダー

附 則(20 教 規 程 第4号)

この規程は、平成21年2月23日から施行し、平成21年2月1日から適用する。